

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 39(オ)1368	原審裁判所名	東京高等裁判所
事件名	所有権移転登記等請求	原審事件番号	昭和 38(ネ)594
裁判年月日	昭和 40 年 12 月 3 日	原審裁判年月日	昭和 39 年 8 月 27 日
法廷名	最高裁判所第二小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 81 号 311 頁		

判示事項	実体関係に符合しないものとして仮登記が無効とされた事例。
裁判要旨	代物弁済の予約をした債権者が、その妻名義で所有権移転請求権保全の仮登記をしたときは、その仮登記は順位保全の効力を有しない。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	上告代理人藤倉芳久の上告理由第一、二点について。 <u>しかし、所論の仮登記は実体関係に符合せず、第三者に対して順位保全の効力を有しない旨の原判決の法律上の判断は正当である。</u> また、右判断と、上告人が岩沢要に対してした代物弁済予約完結の意思表示が有効である旨の判断とは、なんら矛盾するものではない。論旨は、理由なく、採用することができない。 よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 奥野健一 裁判官 山田作之助 裁判官 草鹿浅之介 裁判官 城戸芳彦 裁判官 石田和外)

※参考：判例タイムズ 188 号 101 頁、判例時報 439 号 108 頁